

V 活性化事業及びその他の施策等*3

- 【凡例等】 1. 太線枠内重点目標（新たに取り組む施策・事業・目標及び拡大を図る取り組み・目標）
2. 重点目標のフォローアップ（別掲）
3. 実施主体欄に記載のある各構成員はそれぞれ各主体の判断にて実施することを基本とする
4. 1) 2) 3) 参考資料「取組み事例（イメージ）・用語解説」参照

1. 本協議会及び協議会に参加する構成員が対応する施策・事業

(1) タクシー活性化を進めるための具体的施策

（タクシーに期待されることを実現してタクシー利用を拡大する）

① みんなが安全に安心して気軽に利用できる名古屋のタクシー

| 施 策 (事 業 内 容) | 実施状況 (現状) | 実 施 主 体 |
|--|--------------|----------------|
| (ア) 「24時間・いつでも・どこでも」配車及び利用の死守・維持 | | |
| A) デジタルGPS無線への完全切り替え・配車効率化 | 実施中 | タクシー事業者 |
| B) 配車アプリの更なる導入拡大（効率的な配車、便利な利用） | 実施中 | タクシー事業者 |
| C) 決済システムの多様化、更なる導入拡大 | | |
| ▶ クレジットカード | 実施中 | タクシー事業者 |
| ▶ 電子クレジット（プリペイドカード、流通系カード） | 実施中 | タクシー事業者 |
| ▶ 電子マネー（交通系ICカード） | 実施中 | タクシー事業者 |
| ▶ タクシーチケット | 実施中 | タクシー事業者 |
| ▶ タクシークーポン | 実施中 | タクシー事業者 |
| (イ) 日常生活におけるタクシーならではの快適な輸送 | | |
| A) ハイグレード車両の更なる導入拡大 ¹⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| B) ハイグレード乗務員の更なる増加 ²⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| C) 車内インターネット環境（フリーWi-Fi）等の更なる導入拡大 | 実施中 | タクシー事業者 |
| D) タクシー車内禁煙の更なる徹底（タバコ臭解消） | 実施中 | タクシー事業者 |
| (ウ) いざというときの利用への対応（困ったときの移動支援） | | |
| A) 人に優しいユニバーサルデザイン（UD）車両の更なる導入拡大 ³⁾ | 実施中 | タクシー事業者 (国) |
| B) ユニバーサルデザイン（UD）車両の広報・運行等支援措置 | — | 地方公共団体 |
| C) 定額・乗合タクシーの更なる導入拡大 | | |
| ▶ 空港定額・乗合タクシー ⁴⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| ▶ その他施設・イベント定額・乗合タクシー ⁵⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| ▶ 観光定額タクシー | 実施中 | タクシー事業者 |
| D) タクシー料金検索システム等料金目安案内の更なる導入拡大 ⁶⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| E) 代行輸送による安心・安全の提供 | 実施中 | タクシー事業者 |

② 地域・社会に貢献する名古屋のタクシー

| 施策（事業内容） | 実施状況（現状） | 実施主体 |
|--|--------------------------|--|
| (ア) 地域・社会を守る日本一の名古屋のタクシー | | |
| A) タクシーの防犯・防災への貢献（更なる貢献） ⁷⁾ | 実施中 | タクシー協会 タクシー事業者 協議会構成員 |
| B) 環境に優しい車両の更なる導入拡大 | 実施中 | タクシー事業者 |
| ➢ ガソリンHV自動車の更なる導入拡大 | 実施中 | タクシー事業者 |
| ➢ LPG/HV自動車の更なる導入拡大 | 実施中 | タクシー事業者 |
| ➢ その他先進的な環境対応自動車の導入（水素燃料自動車、PHV等） | 実施中 | タクシー事業者 |
| C) 安全機能（自動ブレーキ等）を装備した車両の更なる導入拡大 ⁸⁾ | — | タクシー事業者 |
| D) ドライブレコーダーの更なる導入拡大 | 実施中 実施中 | タクシー事業者 タクシー事業者 |
| (イ) 地域・社会を支える日本一の名古屋のタクシー | | |
| A) 地方公共団体の公共交通に関する取組（計画）におけるタクシーに関する考慮・記載 | 実施中 | 地方公共団体 |
| B) 「全国タクシーガイド」の広報、リンク拡大 ⁹⁾ | 実施中 — | タクシー協会 地方公共団体 |
| C) 福祉タクシーチケットの導入拡大 | 実施中 | 地方公共団体 |
| D) 福祉タクシーチケットの利便性向上に関する調査研究 ¹⁰⁾ | — | 地方公共団体 タクシー事業者 タクシー協会 |
| E) 子育て（育児支援）タクシーの更なる運行拡大 ¹¹⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| F) 子育て（育児支援）タクシーの広報・運行等支援措置 ¹¹⁾ | — | 地方公共団体 |
| G) マタニティ（妊婦）タクシーの更なる運行拡大 ¹²⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| H) マタニティ（妊婦）タクシーの広報・運行等支援措置 ¹²⁾ | — | 地方公共団体 |
| I) 高齢者、移動制約者等の移動に優しい福祉タクシーの拡大 | 実施中 実施中 実施中 実施中 | タクシー事業者 タクシー事業者 タクシー事業者 タクシー事業者 |
| ➢ ウェルキャブ車両（回転シート・座席） | 実施中 | タクシー事業者 |
| ➢ 車椅子専用車 | 実施中 | タクシー事業者 |
| ➢ 寝台専用車 | 実施中 | タクシー事業者 |
| ➢ 車椅子・寝台兼用車 | 実施中 | タクシー事業者 |
| J) 70歳以上高齢者タクシー運賃1割引の継続・拡大 | 実施中 — | タクシー事業者 地方公共団体 |
| ➢ （70歳以上）1割引運賃実施（現行事前登録型） ¹³⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| ➢ （70歳以上）1割引運賃への広報等各種支援措置 ¹⁴⁾ | — | 地方公共団体 |
| K) 介護・緊急駆けつけ・見守り等タクシーを活用した安心・安全お届けサービスの拡大 ¹⁵⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |

| | | |
|--|-------------------|-------------------------------------|
| L) 運転者のユニバーサル研修の受講者の増加（運転者対象） ¹⁶⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| M) ユニバーサル研修講師の育成及び増加（研修講師育成） ¹⁷⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| N) 専門家による障がい者対応研修等の知識習得拡大 障がい者差別解消法への対応 | 実施中 — | タクシー事業者 名古屋市身体障害者福祉連合会 |
| O) 障がい者の雇用拡大 | 実施中 | タクシー事業者 |
| P) 障がい者施設を支援する取組（物品購入等）拡大 | 実施中 — | タクシー事業者 名古屋市身体障害者福祉連合会 |
| (ウ) 地域・社会を盛り上げる日本一の名古屋のタクシー | | |
| A) 観光タクシーの更なる運行拡大 | 実施中 | タクシー協会 |
| B) 観光ガイドタクシー運転者養成の更なる育成・増加 | 実施中 実施中 実施中 | タクシー事業者 コンベンションビューロー 名古屋商工会議所 |
| C) 外国語での対応が可能な運転者の更なる育成・増加 | 実施中 | タクシー事業者 |
| D) 多言語翻訳タブレットの導入促進 | — | タクシー事業者 |

(2) タクシー供給の適正化を進めるための具体的施策（その他事業）

① 供給力の適正化

| 施策（事業名） | 実施状況（現状） | 実施主体 |
|----------------------------------|----------|---------|
| (ア) 自主的減車の更なる取組推進 ¹⁸⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| (イ) 実働率の向上・改善 ¹⁹⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |

② 経営の適正化

| 施策（事業名） | 実施状況（現状） | 実施主体 |
|---|----------|-------------------------------|
| (ア) 経営の合理化・効率化、経営基盤の改善 ¹⁸⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| (イ) 増大するタクシー事業のコスト・コスト構造、経営合理化への理解 ²⁰⁾ | — | 協議会構成員 (タクシー利用者) タクシー協会 |
| (ウ) 助成金の更なる活用推進 | | |
| A) 労働関係各種助成金の申請 | 実施中 | タクシー事業者 |
| B) 労働関係助成金（活用）セミナーの開催 | 実施中 | タクシー協会 |
| (エ) サービスで競争する経営方針（タクシー）への転換 | | |
| A) 中小型統合（普通車統合）・分かりやすい運賃体系の整備 ²¹⁾ | — | タクシー事業者 |

③ 労働環境の適正化

| 施策（事業名） | 実施状況（現状） | 実施主体 |
|------------------------------|----------|---------|
| (ア) 準特定地域指定基準に基づく指標の改善 | | |
| A) 日車営収の改善 ²⁷⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| B) 実在車両数と適正車両数の乖離率の改善 | 実施中 | タクシー事業者 |
| C) 実働実車率の改善 ²⁸⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| D) 赤字事業者車両数シェアの改善度 | 実施中 | タクシー事業者 |
| (イ) その他労働環境の改善 | | |
| A) 賃金の改善度 | — | タクシー事業者 |
| B) 運転者負担の解消割合 ²⁹⁾ | — | タクシー事業者 |
| C) 平均車齢の改善度 | — | タクシー事業者 |
| D) キャリアパス明示・スキル評価の有無 | — | タクシー事業者 |

④ 運営の適正化

| 施策（事業名） | 実施状況（現状） | 実施主体 |
|---|----------|-------------------|
| (ア) 運転者のより一層の採用・増員 | | |
| A) 新規運転者採用拡大・増員 | 実施中 | タクシー事業者 |
| B) 新卒運転者採用拡大・増員 | 実施中 | タクシー事業者 |
| C) 女性運転者採用拡大・増員 | 実施中 | タクシー事業者 |
| (イ) タクシーの「安心・安全」対策のより一層の推進 | | |
| A) 運転者教育指導の更なる推進・充実 | 実施中 | タクシー事業者 |
| B) タクシーサービス 10 則の徹底 ²²⁾ | 実施中 | タクシー事業者 |
| C) 新規運転者登録制度を活用した講習・試験の更なる推進 | 実施中 | タクシー協会 |
| D) タクシーモニター制度を活用した評価改善の更なる推進 ²³⁾ | 実施中 | タクシー協会 タクシー事業者 |
| E) 運転者教育を充実させるための調査研究活動の取組推進 ²⁴⁾ | 実施中 | タクシー協会 タクシー事業者 |
| F) 運転者の健康管理上の安心・安全対策の更なる推進 ²⁵⁾ | 実施中 | タクシー協会 |

(3) タクシー利用の適正化に関すること

① 配車要請の適正化

| 施策（事業名） | 実施状況（現状） | 実施主体 |
|--|----------|--------------------------------|
| (ア) タクシー配車の適正化 A) タクシー配車要請の適正化・効率的配車への協力要請 ²⁶⁾ (タクシー利用適正化広報活動の取組推進) | — | タクシー協会 タクシー事業者 (タクシー利用者) |

② 乗降・利用方法の適正化

| | | |
|---|-----|--------------------------------|
| (ア) 道路交通法に抵触しない安全な場所での乗降 A) 駐停車禁止場所での客待ち駐停車解消・利用禁止 (タクシー・利用者) | 実施中 | タクシー協会 タクシー事業者 (タクシー利用者) |
| B) 道路交通法に抵触しない安全な場所でのタクシー乗降の推進 (タクシー・利用者) | 実施中 | タクシー協会 タクシー事業者 (タクシー利用者) |
| C) 違法駐停車タクシーの排除協力、指導助言の推進 | 実施中 | 警察（署） |
| D) よりよいタクシーの使われ方に向けた（タクシー乗り場の）整備・配置 | 実施中 | 地方公共団体 警察（交通管理者） (道路管理者) |
| (イ)（全席）更なるシートベルト着用推進（タクシー・利用者） | 実施中 | タクシー協会 タクシー事業者 (タクシー利用者) |
| (ウ) 利用者・運転者の良好な移動空間の確保 ³⁰⁾ | 実施中 | タクシー協会 タクシー事業者 (タクシー利用者) |

2. 本協議会及び協議会に参加する構成員では対応できない事項*4

タクシー事業に関連して現在行われている諸規制について、安全・安心を大前提に、利用者利便を向上していくことを意図した上で、名古屋交通圏の実態に即してその問題点を明らかにします。

その上で、規制の見直しについて本協議会での意見交換や協議を通じて構成員間の合意形成を図り、共通認識が得られた事項から必要に応じて関係機関（関係者）に制度変更等を要望していきます。

① 活性化を進める際の具体的問題点及び検討事項

| 要 望 事 項 | 関係機関（関係者） |
|---|-----------|
| (ア)多様なニーズに応えるための運賃制度の弾力化措置 | |
| A) 子育て（育児支援）、妊娠応援（マタニティ）タクシー等付加価値の高いタクシー専用運賃体系の整備 | 国土交通省 |
| B) 需要を喚起する営業政策割引の緩和及び拡大措置 | 国土交通省 |
| C) 快適な輸送及びハイグレードな輸送サービスの提供を可能にする割増運賃制度の整備 | 国土交通省 |

② 適正化を進める際の具体的問題点及び検討事項

| 要 望 事 項 | 関係機関（関係者） |
|---|--------------------|
| (ア)利便性向上に資するタクシー経営の合理化・効率化のための制度変更・規制緩和措置 | |
| A) 「預かり休車」制度の措置 ¹⁸⁾¹⁹⁾ | 国土交通省 |
| B) 燃料サーチャージ制度の導入措置 ²⁰⁾ | 国土交通省 |
| C) 消費税外税転嫁方式への変更措置 | 国土交通省 |
| D) タクシーによる貨客混載を可能にする措置 | 国土交通省 |
| E) タクシー事業における IC カード整備事業への支援措置 | 国土交通省 |
| F) LPG 車載タンクの法定検査の緩和措置 ²⁰⁾ | 経済産業省 |
| G) タクシーメーターの法定検査の緩和措置 ²⁰⁾ | 経済産業省 |
| H) タクシー運転者の勤務形態に見合った拘束時間・休憩時間等の見直し措置 ²⁰⁾ | 厚生労働省 |
| (イ)タクシー利用・タクシー乗降の適正化 | |
| A) 駐停車禁止場所客待ちタクシーの利用禁止徹底への協力 | タクシー利用者 |
| B) 道路交通法に違反しない場所でのタクシー乗降の理解・協力 | タクシー利用者 |
| C) 道路交通法に違反して駐停車禁止場所で客待ちするタクシーの指導監督強化 | 中部運輸局 |
| D) より良いタクシーの使われ方に向けた（タクシー乗降場の）整備・配置 | 交通管理者（警察） 道路管理者 |
| (ウ)女性運転者等の職場環境を改善する標準運送約款の改正措置 ³⁰⁾ | 国土交通省 |
| (エ)タクシーモニター評価及び運転者指導教育の改善方法等調査研究への協力並びに支援 | 中部運輸局 |

Ⅵ 本戦略の進め方・進行管理

本戦略を推進するとともに内容を絶えず見直していくために、本協議会を中心とした進行管理を行っていきます。その際、国による協議会や地域計画実施状況のフォローアップの取組にも対応することを念頭に置きます。

(1) 実施スケジュール（「別紙 1」）

本戦略の期間については、改正タクシー特措法（平成 26 年 1 月 27 日施行）の附則にて「法律施行 5 年を経過した場合において、（中略）実施状況について検討を加え（中略）所要の措置を講じる」とされていることから、策定日から法律施行 5 年を経過した期間（平成 31 年 1 月 26 日）までとします。それ以降の取り扱いは別途、本協議会で決定します。

(2) 着実かつ適切な推進のための PDCA（Plan-Do-Check-Act）の仕組み

① 減車と実働率について

(ア) 国土交通省の調査結果を協議会に報告

② 労働環境改善について

(ア) 準特定地域指定基準に基づく評価指標

・ 国土交通省の取りまとめ結果を協議会に報告

(イ) 上記以外のその他の労働環境改善に係る指標

・ 賃金の改善度

・ 運転者負担、平均車齢、キャリアパス明示等

・ 6 月末までに国土交通省に報告した結果を協議会に報告

③ 活性化事業について

(ア) 評価手法

・ 年度末実施状況を調査して協議会に報告

・ 前年度末比との比較（伸び率）を評価

④ 本戦略のフォローアップ評価（「別紙 2」）

(ア) 重点項目のフォローアップ

⑤ 協議会の今後のスケジュール及び進め方

(ア) ①②③について概ね半年ごとに予定する直近の協議会に報告

(イ) 各主体の取組状況及び目標達成度の確認及び新たな目標設定を行う

⑥ ワーキンググループの開催

協議会会長の判断により必要に応じてワーキンググループを開催します。

ワーキンググループは次の通りとし、必要に応じて合同開催も行います。

(ア)自治体ワーキンググループ

(イ)タクシー事業者・労働組合ワーキンググループ

ワーキンググループは、計画の進捗状況等の確認及び各主体間の連絡調整を図ります。

(3) 準特定地域指定と本戦略（地域計画）との関係

① 準特定地域指定解除期間満了後及び同指定解除後の取り扱い

国による名古屋交通圏の準特定地域指定の期間は平成29年1月26日までとなっており、その満了後指定が解除される可能性があります。また、期間中に指定解除されることもありえます。指定解除後には本戦略および本協議会は法定のものではありませんが、本戦略の期間中は引き続き任意の計画および協議会として継続することとします。

② 特定地域指定基準に合致した場合の取り扱い

(ア)本協議会（準特定地域協議会）で特定地域指定の合意・不合意について決議します。

(イ)特定地域指定の合意がされた場合、特定地域協議会に変更後も本戦略を継承します。その上で、特定地域協議会が作成する「特定地域計画」に、本戦略の内容に加え、特定地域計画としての必要事項を加えます。

(4) 協議会構成員からの新規施策等の提案（「別紙3」）

平成28年1月28日に開催された「タクシー事業者・労働組合ワーキンググループ」において、本協議会会長からタクシー事業者及び労働組合に対して、新規施策等について提案要請を行ったところ、既に計画に盛り込まれた施策・事業として直ぐにでも実行に移せる提案、多くの課題のある提案、関係者調整等を必要とする提案など実に様々な提案が寄せられました。

本戦略においては、実行に移せる提案は目標達成に向けて直ぐにでも実行し、課題解決及び関係者調整を図る必要のある提案については、適宜課題解決又は関係者調整等を図るとともに、実現可能性の高い提案から順次計画に盛り込んでいくこととします。

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」

第9条（準特定地域計画）

第2項 準特定地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

第2項第1号（一般乗用旅客自動車運送事業の活性化の推進に関する基本的な方針）*1

第2項第2号（準特定地域計画の目標）*2

第2項第3号（前号の目標を達成するために行う活性化事業その他事業及びその実施主体に関する事項）*3

第2項第4号（前3号に掲げるもののほか、準特定地域計画の実施に関し当協議会が必要と認める事項）*4